**平成２９年（フ）第２２号**
岩手県一関市滝沢字藤128番地21
債務者　菅原　敬市
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２９年（フ）第１３０号**
静岡県沼津市足高156番地の１　沼津市立高尾園、前住所静岡県伊豆の国市富士見928番地の１　セジュール杉山201号
債務者　齋藤まゆみ
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２９年（フ）第１５７号**
静岡県沼津市東熊堂84番地の11
債務者　滝川　　輝
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２９年（フ）第５７８号**
愛知県春日井市柏井町３丁目151番地
債務者　カネヒロ運送こと松田運輸こと　松田朝光
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第４３号**
福岡県京都郡苅田町磯浜町２丁目７番地10（ピースグレース405）
債務者　田中　佑佳
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２９年（フ）第２３１号**
埼玉県鴻巣市稲荷町13番33―202号　ファミールオカノ、旧住所埼玉県鴻巣市赤見台１丁目12番18―806号　パークシティ鴻巣駅前プラザ第三
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第３９５号**
埼玉県川口市元郷５丁目27番17号
債務者　小川　和子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第５８２号**
埼玉県川口市元郷５丁目27番17号
債務者　小川　哲男
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第９６号**
愛知県安城市二本木新町３丁目６番地４　シャトレーステーション三河安城604、前住所愛知県安城市池浦町大山田上６番地13　ルナパーク305
債務者　辰巳　志穂
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１３９号**
愛知県知立市上重原３丁目83番地　サニーパークサイド203号、前住所愛知県知立市長篠町丸山22番地１　ハイタウン知立501号
債務者　脇田　雅章
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１４０号**
愛知県知立市上重原３丁目83番地　サニーパークサイド203号、前住所愛知県知立市長篠町丸山22番地１　ハイタウン知立501号
債務者　脇田　寿枝
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１５６号**
愛知県西尾市桜町５丁目５番地　グリーンタウン桜台Ａ棟103号室
債務者　佐藤　　一
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１６８号**
愛知県西尾市永吉２丁目55番地　エスポワール永吉207号室、前住所愛知県西尾市上町中通屋敷29番地３
債務者　鈴木真季子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２９年（フ）第３８号**
山形県米沢市城西３丁目８番９号　ファミール城西101号室
債務者　齋藤　　希
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２９年（フ）第４６号**
山形県米沢市下花沢２丁目４番21―34号杉田コーポ７号室
債務者　永井　　恵
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２９年（フ）第２００号**
埼玉県戸田市美女木東１丁目１番地の３　美女木ハイム303号室
債務者　林　　信子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係